

第9表 刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員—地方裁判所

事 件	総 数	有 罪	a)-		a)1		無 罪	免 訴	公 訴 棄 却	管 轄 違 い	そ の 他	同 一 被 告 人 に 関 連 す る 事 件 の 併 合
			う ち 部 執 行 猶 予	う ち 保 護 視 察	う ち 全 部 執 行 猶 予	う ち 保 護 視 察						
通 常 第 一 審	69 295	49 335	1 503	1 496	29 121	2 203	110	1	139	-	1 005	18 705
う ち 裁 判 員 1)	...	944	4	4	209	108	20	1	1	...
再 審	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-

a) 売春防止法第17条の規定による補導処分が付された人員で内数である。

1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員である。

注) 「通常第一審」の有罪人員のうち、没収を言い渡された人員は6,624人、追徴を言い渡された人員は358人である。

第10表 刑事訴訟事件の種類及び審理期間別未済人員—地方裁判所

訴訟事件のうち、表側掲記の事件を調査の対象とし、期間は当審受理の日からの審理期間である。

事 件	総 数	合 議		単 独	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	2 年 を も 超 え る
		法 定	裁 定							
通 常 第 一 審	20 789	1 715	1 651	17 423	8 172	6 390	3 043	2 034	867	283
う ち 裁 判 員 1)	1 153	-	-	-	169	231	313	256	122	62
再 審	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件（裁判員裁判の対象事件に併合した対象事件以外の事件を含む。）の未済人員である。